

福岡県における鉄鋼業最低賃金の取り組み

基幹労連福岡県本部 事務局長 高田 幸一

「地域別最低賃金は1年で1円。100円引上げるのに100年掛かるな」2004年、当時在籍していた連合福岡最低賃金担当者のボヤキである。「鉄鋼業最低賃金の引継ぎ?」「会社との事前協議」以上!」2008年、前任事務局長からの端的な引継ぎ内容である。

2008年に特定(産業別)最低賃金を担当してから足掛け9年。この間、福岡県の地域別最低賃金は80円引き上がり、鉄鋼業最低賃金も97円引き上げることが出来た。

今回、JCMから寄稿依頼の機会を得たので、基幹労連福岡県本部が行っている意思統一や引上げに向けた労働者側の対応などについて報告させて頂きたい。

県本部内部の腹合わせ 使用者側委員との腹合わせ

基幹労連の最賃対策委員会は、6

月に基本的進め方が示され、7月に主な主張点や具体対策、業界団体への協力要請などが審議される。これを受けて、福岡県本部においては、6月と9月に最賃担当者会議を配置している。

とりわけ、9月の最賃担当者会議では、主な主張点や目指すべき引上げ金額等について、「良か否か」の意見交換を行っている。その上で、専門部会に出席する3名に全権委任することを前提に「主張すべき金額は、〇〇円。そして、ギリギリ〇〇円なら譲って結審止むなし」などの意思統一を図っている。

一方、「関係労使のイニシアティブにより改正されるべき」とする特定(産業別)最低賃金の趣旨を踏まえ、第2回専門部会開催前までに鉄鋼労使で事前協議を行ってきた。最近では、経営団体から各社への指導もあつて難しさもあるが、以前は、「鉄

の一発回答」と言われ実質1回で結審し、他産別の引き上げ目安ともされてきた。

使用者側委員との腹合わせは、第1回専門部会(合同会議)終了後に鉄鋼労使のみで意見交換を行うこととしている。

その際の焦点は、当然のことながら引き上げ額である。

以前は、鉄鋼業最低賃金の水準や影響率も低かったことから、労使が議論する引き上げ額に開きはなかった。しかしながら、現状の事前協議では、鉄鋼業最低賃金が各社の企業内最低賃金協定の水準に近づいていることもあり、お互いが主張する引き上げ額に大きな差異が生じている。本年度の専門部会では、事前協議が不十分なこともあつて、労働者側25円・使用者側9円からの引き上げ議論の開始となった。労働者側としては、早期結審を目指していたが、

これだけの差を埋めることは出来ず、労使間で「引き上げの指標を何にするべきか」「地域別最低賃金引き上げ額との関係をどのように捉えるか」等について、ギリギリの時間まで議論を交わした。最終的には、発効日との関わりをも踏まえ、労使双方がお互いのパートナーを慮った結果として、16円(地域別最低賃金の引き上げ額と同額)の引き上げで結審し

表1 福岡県最低賃金・鉄鋼業最低賃金 10年の推移

年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
福岡 最賃	時間額	652	663	675	680	692	695	701	712	727	743
	アップ額	4	11	12	5	12	3	6	11	15	16
鉄鋼 最賃	時間額	770	784	800	806	824	828	835	848	865	881
	アップ額	8	14	16	6	18	4	7	13	17	16

単位：円

たところである。

※福岡県最低賃金と鉄鋼業最低賃金10年の推移は表1を参照。

鉄鋼業最低賃金引き上げに向けた労働者側の対応

労働局に提出した「必要性有無」の意見書は、A4で3ページ。そして、公労使からの質問に備えた手持ちの想定問答集が8ページ。また、第2回専門委員会の発言議事録は、経営側が1ページ弱。労働側が5ページ強となった。

これは、公益側委員と労働局に労働者側の主張を丁寧に説明したいが為の策である。実は、これが功を奏し過ぎて10年度の専門部会で公益側委員代表から「労使の自主性を重んじるが、社会的に見て本年度の引上げ額(+6円)の低さに疑問を持つ、次年度以降は、労使で計画的に引き上げるよう議論を求め」旨の発言もあった。

さて、鉄鋼業最低賃金引き上げに向けた労働者側の主張については、基本的にはJCMの取り組み方針や基幹労連の交渉対策資料等を参考に現地の思いも加えて作成している。各産別のご担当に置かれては、言わずもがなの内容と考えるが、その幾つかをご報告させて頂きたい。

① 基本目標

「当該産業における高卒初任給を踏まえ、企業内最低賃金額に計画的に近づける。」ことを基本に取り組みを行っている。実はこの8年間、福岡では81円の鉄鋼業最低賃金の引き上げを図ったが、逆に高卒初任給(申請組合)はそれ以上の引き上げが図られている。これは、経営側の危険予知(他県の鉄鋼業最低賃金の適用者が存在するため)も含めた対応と認識しているが、専門部会では、「今後は、鉄鋼業最低賃金と実態賃金との差を埋めるとともに未組織労働者への波及を目指すべき」と主張している。

② 地域別最低賃金に対する優位性の確保

近年、地域別最低賃金が大幅に引上げられる中、これまで維持されてきた地域別最低賃金に対する鉄鋼業最低賃金の優位性確保が必要と判断し、「地域別最低賃金の引き上げ率を確保しなければ、基幹産業としての魅力を失うばかりか、最も重要な人材確保にも影響を与える」と強く主張している。但し、使用者側委員はこの主張に真っ向から対峙している実態にある。

③ 極めて低い影響率

鉄鋼産業は非正規労働者が極めて

少なく、2008年は50円引き上げても鉄鋼業最低賃金を下回る労働者数は1名、本年度は900円に引き上げても50名程度であった。これは鉄鋼業がパート等では対応できない専門性の高い職種のため、旧来から時間単価が非常に高いことによる。このように現実の時間単価と鉄鋼業最低賃金のかけ離れた実態を解消すべきと強く主張している。

④ 優秀な人材確保について

現在、製造業も含めてあらゆる産業で人材不足と人材獲得競争が顕在化しており、事業や店舗運営が成り立たない事態となっている。また、福岡県内で就職を希望する人材が減少し、人材確保ができないと地域産業が衰退していく懸念も抱くところである。従って、人材確保のためにも鉄鋼業最低賃金の引き上げを強く主張している。但し、その裏付けも必要なことから、近郊の工業高校就職者数・進学者数・県内外就職者数・業種別就職先(鉄鋼・自動車・電機など)を調査し、その上で「地元で就職できる魅力ある鉄鋼産業を構築すべき」と労働者側の主張に織り込んでいる。

この他にも、「技術・技能の伝承」60歳以降者に対応した鉄鋼業最低

賃金」「作業内容に見合った賃金単価」なども主張している。また、JCMグループとは、鉄鋼業最低賃金の結審予測額・日程などについて密に連絡を取り合っており、お互いの相乗効果を高めている。

今後の鉄鋼業最低賃金改正については、各社の18歳最低賃金協定の見直しも視野に入りつつあることから、使用者側委員のガードも固くなってくと予測される。それだけに従来にも増して労使の事前協議が重要となってくるものと考ええる。「急がば回れ」の気持ちで、今後とも鉄鋼業最低賃金の改正に寄与していきたいと考える。



高田幸一 (たかだ こういち)

日本基幹産業労働組合連合会
福岡県本部 事務局長

1977年3月新日本製鐵八幡製鉄所入社、86年9月新日鐵八幡労組専従執行委員、96年9月同労組書記次長、2000年9月同労組副組合長、02年9月新日鐵労連常任中央執行委員、04年9月基幹労連福岡県本部特別執行委員、04年10月連合福岡副事務局長、08年10月基幹労連福岡県本部事務局長、現在に至る。その他、連合福岡金属部門連絡会事務局長、福岡地方最低賃金審議委員(09年～)、労働者派遣事業適正運営協力員を務める。